

令和5年1月定例農業委員会議事録

1. 日 時	令 和 5 年 1 月 27 日 午 後 1 時 30 分	
2. 場 所	松 浦 市 役 所 市 民 ホ ー ル	
3. 農業委員の出席状況	(○出席 ㊗欠席 ㊚遅刻 ㊛早退)	
<p>○ 1 番 野中 孝 ○ 2 番 瀬川 靖典 ○ 3 番 佐次川 茂</p> <p>○ 4 番 益本 徳市 ○ 5 番 松永 敬資 ○ 6 番 松本 堅一</p> <p>○ 7 番 武部 文男 ○ 8 番 太田 重敏 ○ 9 番 梶山 達男</p> <p>○ 10番 崎村 康子 ○ 11番 大石 恵子 ○ 12番 久保 繁徳</p> <p>○ 13番 松永 勝也 ○ 14番 高田 良彦 ○ 15番 田中 康</p> <p>○ 16番 松本 由美子 ○ 17番 柿山 享 ○ 18番 吉原 順穂</p>		
出席農業委員数 18名 在任委員の過半数に達しているため、本会は成立した。		
4. 農業委員以外の出席者(農地利用最適化推進委員)		
<p>○ 山下 勝美 ○ 大久保 耕次 ○ 岩木 保徳 ○ 山口 康明 ○ 増山 新太郎</p> <p>○ 末永 勇 ○ 鈴立 企一 ○ 百枝 純治 ○ 瀬川 和男 ○ 坂本 康弘</p> <p>○ 渡口 学 ○ 前田 清人 ○ 志水 悦男 ○ 北川 廣海 ○ 瀬川 伸清</p> <p>○ 松本 覚二</p>		
5. 農業委員会以外の出席者		
6. 事務局職員の出席者		
局 長 福守 剛	次 長 白波 美知子	係 長 田畑 徹二
主 査 桃田 忠邦	参 事 吉田 倉也	
7. 議 長	吉 原 順 穂	
8. 議事録署名委員の指名		
11 番 大 石 恵 子	12 番 久 保 繁 徳	

事務局長

皆様こんにちは。ただ今から令和5年1月の農業委員会総会を開催いたします。今年初めての総会でございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。本日の欠席は、推進委員5番濱崎委員、15番紙本委員でございます。出席委員は定足数に達しておりますので、本総会が成立していることを報告いたします。来る2月4日、第2回目のファシリテーター研修ということで開催予定をしておりますので、この後当日の出欠の確認を取らせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。また、事前にご案内しておりましたけれども、令和5年10月から開始されます「消費税インボイス制度」に関する研修会をこの総会終了後、平戸税務署職員を講師としてお招きし開催いたします。最後までよろしくお願いいたします。

それでは、吉原会長のご挨拶をいただきまして、1月の総会に入りたいと思っております。

会長

皆様こんにちは。本日は大変寒い中に総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。初めてお会いすることですから、改めまして、新年のお祝いを申し上げます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。昨年末には、皆様方には大変ご心配ご心労をおかけしました。今年は兎年です。さて、大きくぴょんぴょん飛び跳ねるような良い年であればと願っております。さて、先日24日、25日は10年に1度の大変な寒波でしたという報道がなされて、私も記憶のある限りでは、初めての被害を受けました。皆様方も大変だったろうと思います。配管のパイプがハンマーで叩き割ったように砕けて、一日中配管の修理と牛の水やりをするようなことがありました。皆様にもきっとそんなことがあったことと思います。また、露地野菜や施設園芸の方も被害が出たのではないかと思います。お見舞い申し上げます。新型コロナウイルスの件で、昨夜NHKの報道で、友田松浦市長が感染されたということが報道されました。相当市民にも注意をするように呼びかけられて慎重な行動を取っておられたと思いますが、いくら用心しても入り込むのだなと思いました。一日も早い回復と公務復帰を願います。現在コロナは2類に位置付けられております。5月8日の連休明けから5類に、季節性のインフルエンザと同じ部類になるということが今日決定されるそうです。報道されております。くれぐれも感染症については自己防衛を一生懸命やるより他ないと思っておりますので、マスクの着用、手指の消毒、個人個人で頑張っていたかなければならないと思っておりますし、また人の流れが加速していくことが私達にとっても大事なことでございます。このように農産物価格も低迷していて本当に農業経営にも苦労しているわけでございます。どうぞコロナが少し収まって人流が回復して消費経済が伸びることを切に願うものでございます。それでは、人・農地プラン作成を主な目的としてタブレットを委員全員配布するようになっております。物が役所に入った月の農業委員会の開催では、是非研修会を開催したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。総会終了後のインボイス制度のことは先ほど事務局長から説明がありましたように、終了後に行います。大事なことでございますので、皆様のご受講をお願いしまして、議事に入らせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長 議事録署名人の指名に入ります。11番大石委員、12番久保委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

次に、報告事項に移ります。まず農地移動適正化あっせん事業報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 各種報告です。農地移動適正化あっせん事業報告が2件ございます。

1件目は、申出人、沖縄県那覇市在住の■■■■氏の件です。こちらにつきましては、11月と12月の定例総会時の報告分から特にあっせん状況の進捗はございません。

2件目です。申出人は、志佐町高野免■■■■の■■■■氏。相手方は志佐町里免■■■■番地、■■■■氏。種類は売買で、対象地は志佐町里免字砂入■■■■から■■■■までの3筆で地目は全て田、合計面積は2,666㎡です。あっせん状況は、令和4年10月31日に申出、12月12日にあっせん会の開会、同月26日に調印式を終えております。あっせんの報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。申出人■■■■氏のあっせん報告について、あっせん委員さんの報告をお願いいたします。推進委員7番末永委員お願いいたします。

推進委員 推進委員7番の末永です。12月26日に■■■■さんと■■■■さんの調印式を行いました。買い手の■■■■さんの近くの隣接したところにはほ場を持っておられますので、私が勧めたところでした。■■■■さんは息子さんも同居して一緒に働いておられますので、問題はないと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。以上の報告について、各委員さんから何かご意見はございませんか。

委 員 なし。

議 長 ご意見なしと認めます。続きまして、1ページ、農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)から2ページ、提案事件の集計表まで事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、引き続き農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について説明いたします。こちらは3件でございます。

1件目、貸人、■■■■氏、借人、■■■■氏の分は、借人の高齢による規模縮小で解約するものです。2件目と3件目は県農業振興公社を通して契約していた分で貸人、福島町在住の■■■■氏。借人、佐賀県伊万里市在住の■■■■氏の分につきましては、借人都合による解約となっております。

続きまして、農地法第3条の3第1項の規定による届出、相続について2件でございます。

1 件目です。被相続人は、■■■■氏。相続人は、■■■■氏です。被相続人と相続人は親子関係です。農地の表示は御厨町前田免字小久保■■■■番から同町前田免字前田ノ前までの田4筆、畑5筆、合計面積は6,643㎡です。被相続人、■■■■氏は、平成29年12月24日に死亡されており、令和4年12月20日に相続登記が完了したということで、相続人から令和5年1月11日に届出があり、同日受け付けております。

議案は2ページをご覧ください。2 件目です。被相続人は、■■■■氏。相続人は、■■■■氏です。被相続人と相続人は親子関係です。農地の表示は福島町喜内瀬免字牛ケ谷■■■■から同町喜内瀬免字横田■■■■番までの田5筆、畑3筆、合計面積は5,823㎡です。被相続人、■■■■氏は、令和2年12月21日に死亡されており、令和4年7月28日に相続登記が完了したということで、相続人から令和5年1月16日に届出があり、同日受け付けております。

事務局 次に提案事件の集計表です。(以下、資料の読み上げ)

農地法関係

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第3条	経営規模拡大	2	833 ㎡	1,784 ㎡	2,617 ㎡
	共有持分の移転	1		636 ㎡	636 ㎡
計		3	833 ㎡	2,420 ㎡	3,253 ㎡

申請事由		件数	面		積
			田	畑	計
第5条	資材置場兼生コンプラント設置用地	1	1,750 ㎡		1,750 ㎡
	駐車場用地	1	432 ㎡		432 ㎡
計		2	2,182 ㎡		2,182 ㎡

農用地利用集積計画

権利の種類		件数	面		積
			田	畑	計
所有権移転		1	2,666 ㎡		2,666 ㎡
利用権設定		5	5,583 ㎡	4,969 ㎡	10,552 ㎡
	賃貸借	5	5,583 ㎡	4,969 ㎡	10,552 ㎡
	使用貸借				
計		6	8,249 ㎡	4,969 ㎡	13,218 ㎡

承認関係

内容	筆数	面		積
		田	畑	計
荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定について	2		651 ㎡	651 ㎡
松浦市農地賃借料情報の公表について				

報告は以上です。よろしくお願ひいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。各委員さんからただ今の報告について、何かございますか。

委 員 (なし)

議 長 なければ、報告どおりとさせていただきます。
それでは、付議事項に移ります。4ページ、議案第1号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題としたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について説明させていただきます。事件番号1です。譲渡人は、東京都江東区塩浜一丁目■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏。譲受人は伊万里市東山代町川内野■■■■■■■■■■番地■■■■■■■■■■氏です。申請地は志佐町田ノ平免字谷川■■■■■■■■■■、畑1,328㎡ほか一筆で、合計面積が1,784㎡です。申請事由は、■■■■■■■■■■氏が農地の管理につきまして■■■■■■■■■■氏に相談され、経営規模拡大のための売買ということで所有権の移転を行うものです。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が56,276㎡、農業従事者は1名、農業従事日数は年間300日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

事件番号2です。譲渡人は、伊万里市二里町八谷搦■■■■■■■■■■番地■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏。譲受人は今福町北免■■■■■■■■■■、■■■■■■■■■■氏です。申請地は、今福町北免字長羽山■■■■■■■■■■、田833㎡です。申請事由は、■■■■■■■■■■氏の経営規模拡大のため贈与によりまして所有権の移転を行うものです。■■■■■■■■■■氏は■■■■■■■■■■を早期退職されまして、今後、本格的に農業経営に取り組まれる計画でございますので、それに因んだ申請でございます。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が9,762㎡、農業従事者は1名、農業従事日数は年間300日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

事件番号3です。譲渡人は、埼玉県蓮田市西新宿1丁目■■■■■■■■■■番地、■■■■■■■■■■氏。譲受人は志佐町里免■■■■■■■■■■番地、■■■■■■■■■■氏です。申請地は、志佐町里免字里632番1、畑636㎡です。申請事由は、申請地が■■■■■■■■■■氏を含めた6名の共有名義となっており、そのうちの■■■■■■■■■■氏の共有持分15分の2を逸男氏へ移転するものです。なお、最終的には全ての持分を■■■■■■■■■■氏へ移転されるということでした。譲受人世帯の経営状況は、耕作面積が11,476.47㎡、農業従事者は1名、農業従事日数は年間200日となっており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えます。

以上、3件につきましてご審議をお願いします。

議 長 それでは、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。事件番号1番について、推進委員8番鈴立委員、お願いします。

推進委員 推進委員8番鈴立です。■■■■さんにおかれましては、随分前にお父さんが亡くなられて、息子さんも出られてからだいぶ経ちます。それで、■■■■さんですが、聞いた話によると、ご親戚になるそうです。■■■■さんは、ここにもあるように途中から農地を耕作されておられる方で、昨年も田ノ平地区の農地の小作を受けられたところでございます。何ら問題無いと思います。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。事件番号2番について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員7番武部委員お願いします。

農業委員 この件について、全然何も考えんで来たんですよ。これ場所的には譲受人の近くの田んぼなんですよ。朝見てから、ここかと確認したんですけどね。会社辞めて今からされるんでしょうけど、大丈夫かなと心配な所があります。まあ、新たにやってもらうことはいいんじゃないかなとは思いますが。以上です。

議 長 ありがとうございます。事件番号2番について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。推進委員7番末永委員お願いします。

推進委員 推進委員7番末永です。■■■■■さんは、■■■■■さんの叔母さんに当たる方で、もう要らないから誰かせろと思っていると私は思います。特に問題は無いと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 地元委員さんから、そういうご意見がございました。各委員さんから何かご意見はございませんか。

農業委員 もう一ついいですか。（武部委員）

議 長 はい、武部委員どうぞ。

農業委員 この前もちょっと問題に出したんですけど、無償の贈与とか何とかね、もしかすると税金が掛かる場合があるんですよ。タダで渡すんですよ。やった人間にお金が掛かるんですよ。これを契約の中に謳っているかどうかというのが問題ですよ。それをしなければ、これはタダでやってからお金を出さないといかん。そういう風になると問題ですから、そういう風にしろいたいなど、私は個人的には思います。以上です。（武部委員）

議 長 その点、事務局いかがですか。

事務局 年間確か110万円以下でしたら贈与税が掛からないので、恐らくこの農地833㎡からすれば税金関係は大丈夫かなと思うんですけど。

農業委員 契約の中にね、謳う必要があるんですよ。（武部委員）

事務局 当然そこは個人さん同士の契約になるので、その辺は確認をされているのかなと思いますけど、正直事務局側で契約書の内容までは確認はしていないことなので、こういったことで3条の申請があった場合には、その辺どうでしょうかということ、確認をしていった方がその方々のためになるので、検討したいと思います。

議長 今福町北免の■■■■さんのことをご存じの委員おられましたら、ご意見を伺いたいんですが。他の委員さんお願いします。ちょっと心配のような（武部委員が）お話をされたので、大丈夫ですよということをお願いしたいのですが。

農業委員 ■■■■さんは私の同級生だと思うんですけど、北農畜産科を出て、それから知らなかったんですけど、農業委員会だよりに掲載されていて、同級生だと思って見まして、人間性は良いです。部活も陸上部、私も陸上部で、速くて。松永勝也さんはよく知っておられると思います。人間性は良い人ですから大丈夫と思います。（梶山委員）

議長 よく知っておられる松永委員、ちょっと一言いいですか。営農することについて。

農業委員 高校の先輩になるんですが、人間性はいい人です。特に問題は無いと思います。（松永勝也委員）

議長 私から一つ、事務局の方にお伺いしたいんですが。世帯員の農業従事者で世帯員の方は沢山おられて農業者1名というのは、これは農業者年金の関係でこう書かざるをえないとですかね。お父さんも元気でお手伝いなさっている方もいると思うのですが。

事務局 世帯員が何人いてとありまして、農地台帳上に年間従事日数を登録しているところがあって、それを確認しているんですけど、会長がおっしゃることもひとつあるかなと思います。

議長 それで、バリバリ元気で加勢をしておられるんですよ。みかん山とか色々。中心になってはいけないんでしょうが、お手伝いしよってですから、その方も記載されるのではないかなと思って質問してみました。はい、よろしいです。

他にございませんか。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可するものいたします。

続きまして、5ページ、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について説明させていただきます。

まず、事件番号1番2番ともに志佐町庄野から白浜にかけて工事中であります西九州自動車道のトンネル工事、この関係で既に一時転用許可を受けている農地につきまして、その一時転用の期間を延長するための申請でございます。

それでは、事件番号1から説明いたします。関係資料を17から24ページに掲載しておりますので、適宜ご覧ください。借人は福岡市中央区薬院一丁目■■■■、■■■■特定建設工事共同企業体 代表者■■■■株式会社九州支社 常務執行役員支社長 ■■■■氏で、貸人は志佐町里免■■■■■■■■氏です。土地の所在地は、志佐町白浜免字向平■■■■番、田1750㎡で、農地以外の併用地が同所■■■■番、原野393㎡と■■■■番、原野2558㎡の二筆、三筆の合計面積は4,701㎡です。農地区分は、農用地区域内にある農地で原則転用できない農地となっておりますが、要件を満たす場合に3年以内の一時転用が可能となっております。転用の目的は、西九州自動車道のトンネル工事に必要とする資材置場兼生コンプラント設置用地として利用するもので、現在、令和2年5月25日から令和5年2月28日までの一時転用の許可を受けておるところですが、工事の設計変更に伴いまして、工期が10月22日まで延長されるため、これに合わせて一時転用期間も延長するものです。土地利用計画につきましては20ページの配置図をご覧ください。既に一時転用許可を受けておりますので、図面のとおり現在利用されております。排水は濁水処理装置で処理しまして、河川へ放流されておるところです。河川関係の許可につきましても、国の方とも確認が取れておりますので、問題ないところでございます。近隣の営農に関しまして、北西に■■■■氏のハウスがありますが、防音壁などの対策が取られております。これまでに大きな問題等は発生していないようです。日照等も基本的には問題ないようですが、■■■■建設の担当者によると、冬場の午前中のごく短時間の間、ハウスが少し陰ることを確認しているということをお話されております。この件に関しましては、■■■■氏とその都度話をして会社としてきちんと対応しておりますということです。現地調査の結果、問題ないものと思われまます。最後に、残高証明により資金計画を確認しました。また農地復元計画書により転用期間内に農地へ復元することも確認しておりますので、本事業は確実に進むと思われまます。

次に、事件番号2です。関係資料を17と25、26ページに掲載しておりますので、適宜ご覧ください。借人は事件番号1と同一で■■■■建設です。貸人は志佐町白浜免■■■■番地、■■■■氏です。土地の所在地は、志佐町白浜免字石原田■■■■、田432㎡です。農地区分は、松浦鉄道松浦発電所前駅から約260mでございますので、第3種農地です。転用の目的は、トンネル工事に従事する従業員の駐車場用地として利用するもので、現在、令和3年1月

15日から令和5年2月28日までの一時転用の許可を受けておりますが、事件番号1と同様に10月22日まで一時転用期間も延長するものです。土地利用計画については26ページの配置図をご覧ください。既に一時転用許可を受けておりますので、図面のとおり利用されております。排水は雨水排水のみで自然流下です。近隣の営農に関しては、隣接する農地はありません。最後に、残高証明により資金計画を確認しております。また農地復元計画によって転用期間内に農地へ復元することも確認しておりますので、本事業は確実に進むと思われま

以上、2件についてご審議をお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。事件番号1番について、現地を確認された委員さんのご意見を伺います。農業委員16番松本委員をお願いします。

農業委員 先月20日に現地を確認してまいりました。工事の延長ということで、前の図面と同じでした。駐車場用地は雨水のみということだったんですけど、現在も他の所にいくようなこともなかつたし、上の方の生コンがあったところ辺りも前の通りで問題無かつたと思います。

議 長 ありがとうございます。続きまして、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。農業委員17番柿山委員をお願いします。

農業委員 農業委員17番柿山です。先ほど松本由美子委員が言われたとおり、20日に現地調査を行いました。1番につきましては、図面通り現状のまま期間延長ということで何ら問題無いものと思われました。ご審議よろしくお願

議 長 ありがとうございます。それでは、事件番号2番について、現地を確認された委員さんのご意見を願

農業委員 先ほど2番の分もまとめて言ったつもりだったのですが、何ら問題はありませんでした。（松本由美子委員）

議 長 ありがとうございます。それでは、地元委員のご意見を伺います。農業委員17番柿山委員をお願いします。

農業委員 農業委員17番柿山です。1番と同じく20日に現地調査を行いました。5条転用で一時転用の期間延長ということで何ら異常はありませんでした。ご報告いたします。以上です。よろしくお願

議 長 ありがとうございます。各委員さんから何かご意見はございませ

ご意見がなければ、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当の意見を付して県に進達するものいたします。

続きまして、6ページ、議案第3号農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第3号農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するというものがございます。公告予定日を令和5年1月30日としております。議案7ページから8ページにかけて、先ほどの報告事項で説明しましたあっせん事業により売買された所有権移転分で3筆でございます。8ページの経営状況も併せましてご確認をお願いいたします。議案は10ページです。賃貸借再設定分4件と同じく新規分が1件の各筆明細を添付しております。担当地区分のご確認をお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。しばらく時間を取りまして、担当地区分のご確認をお願いいたします。

崎村委員、何かございますか。

農業委員 いいえ、ありません。（崎村委員）

議長 それでは皆さん、何か気付いた点はありますか。なければ、議案第3号農用地利用集積計画の決定については計画通り決定したいと思います。公告予定を令和5年1月30日とさせていただきます。

続きまして、13ページをお開きください。議案第4号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。スライドの準備をお願いします。

事務局 議案第4号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定について説明させていただきます。前方のスライドをご覧ください。

番号1です。申出人は志佐町高野免■■■■、■■■■■■■■■■氏で、土地の所在地は今福町東免字原■■■■番、畑331㎡です。申出人によれば20年前以上から現在まで耕作していないとのことでありました。現地確認は、1月19日に武部委員と事務局とで行いました。申請地は■■■■氏が前に住んでいた自宅に隣接し、周辺はブロック塀に囲まれておりました。長年耕作されていない様子で、雑木が茂っているという現況でした。①から④の状況でした。以上のことから、農地への復旧は困難であり、仮に復旧したとしても継続した営農の見込みがなく現況を原野として非農地とすることが妥当であると考えます。

続きまして、番号2です。申出人は御厨町里免■■■■番地、■■■■氏で、土地の所在地は御厨町中野免字中野■■■■、畑320㎡です。申出人によれば20年前以上から現在まで耕作していないとのことでありました。現地確認は、1月20日に濱崎推進委員と事務局とで行いました。現地は市道から一段高い所でありまして、既に山林化しているのが確認できます。こちらの写真が現地に近いところです。以上のことから、農地への復旧は困難であり、仮に復旧したとしても継続した営農の見込みがなく現況を山林として非農地とすることが妥当であると考えております。今日は濱崎推進員が欠席されておりますが、現地確認の際に非農地相当であると話されておりますので申し添えます。

以上、2件についてご審議をお願いします。

議長 事務局からの説明が終わりました。それでは、事件番号1番について、地元委員のご意見を伺います。農業委員7番武部委員お願いいたします。

農業委員 7番農業委員武部文男です。先ほどの事務局での説明のとおり、画像でわかる通り、農地として復旧できないという状況です。それで、重複するですけど、これは20年前まで恐らく家庭菜園として利用されていたと思うんですね。その後は放置されて荒廃農地により雑草及び雑木が繁茂し、根がはびこっている状況です。周辺に植えてある生垣も竹高く成長し、陰になっており、農地復旧は困難になっています。従いまして、以上の状況から本件の農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについては、非農地原野にするのが妥当だと思います。ご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。ご丁寧に。続きまして、地元委員さんは本日欠席でございますので、事務局からもう一度お願いいたします。

事務局 濱崎委員さん本日欠席ということでございますが、1月20日の現地確認の際に、濱崎委員さんにおかれましても非農地相当であるということをお話されております。よろしくお願いいたします。

議長 ただ今事務局からの説明が終わりました。各委員さんから何かご意見はございませんか。

1番2番について。よろしいですね。なければ議案4号荒廃農地調査による農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの決定については非農地通知を交付するものといたします。

続きまして、議案第5号松浦市農地賃借料情報の公表についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第5号松浦市農地賃借料情報の公表について説明いたします。農地法第52条に基づき、農業委員会は、農地の利用状況等の情報について提供することとなっております。毎年この時期に農地の賃借料について公表してお

ります。議案15、16ページに令和4年1月から12月までに締結された10a当たりの賃貸借料を掲載しています。集計する際に、全ての賃貸借中、特別な事情で極端に高額でしたり、額に低額なものもあることから、上から3割、下から3割を差し引いた残りの中間部分の賃貸借料のデータを使いまして、データ化の用途ごと地区別に分類して返金額の最高、最低額を算出しております。また、物納につきましては金銭に換算しております。例えば米60kg当たり10,900円で換算しております。これは、農協の営農経済センターの方に一等米と2等米の平均額ということで換算しております。内容を読み上げます。水稻の部、田です。地域名、最高額、最低額の順で読み上げたいと思います。台帳は田、現況は田で旧松浦地区、6,800円、12,000円、2,700円です。福島地区、5,000円、9,300円、3,900円です。鷹島地区10,200円、15,200円、2,700円です。次に2の台帳は田、現況は畑です。旧松浦地区7,700円、10,500円、4,800円となっています。福島、鷹島地区についてのデータはございません。次に3の台帳は田、現況は飼料です。旧松浦地区、4,300円、7,000円、2,200円です。福島地区、3,100円、5,800円、1,100円です。鷹島地区5,200円、5,700円、4,600円です。次に16ページをご覧ください。畑の部です。旧松浦地区、4,500円、7,600円、1,800円です。福島地区、5,000円、9,900円、2,000円です。鷹島地区12,500円、15,000円、5,000円です。3の牧草畑の部です。旧松浦地区、5,300円、6,200円、3,000円です。福島地区、4,700円、4,700円、4,700円です。鷹島地区3,600円、5,100円、1,300円という結果です。これは賃料を決める際の一つの参考になるかもしれませんが、地域の賃料の状況や農地の状態等にもよりますので、農地の出し手と借り手の間で最終的には決めていただくことになるかと思っております。以上、この内容で公表してよいかご審議お願いいたします。

議 長 事務局からの説明が終わりました。皆さんから何かご意見はございませんか。最高、最低、平均というのは高い方の30%、低い方の30%を除いた真ん中のその平均とか、そこの中の最高、最低ということですから、あくまでも最高と最低は、全体の最高最低というのはこれには出ていませんので、どうぞよろしく願いいたします。ご意見はございませんか。

推進委員 (大久保委員挙手。)

議 長 はい、どうぞ。

推進委員 推進委員2番の大久保です。よろしければ事務局にお伺いしたいのですが。令和4年、3年と昔のデータがあると思うんですが、その平均額が分かれば、段々上がっていているのか、確か下がっていているような気がするんですよね。その分がもし分かればお願いしたいと思っております。

事務局 今手持ちの資料がございませんので、確認してから後ほどお知らせしたい
と思います。

議 長 今資料の確認中ですので、続けていきます。他にございませんか。
大久保委員の分は、後ほどご報告させていただくということで、他になけ
れば、議案第5号松浦市農地賃借料情報の公表については、農地法第52条
に基づき公表したいと思います。
以上を持ちまして、本日の付議事項につきましては審査決定をいたしました。
続きまして、協議事項となっております。事務局よりお願いいたしま
す。

事務局 はい。事務局からは、本日の協議事項については特段ありませんが、事務
連絡から報告、確認ということで何点かございます。
【全国農業新聞の推進について】
【第2回ファシリテーター研修会（2月4日）について】
【地域計画に係る目標地図作成時のタブレットの配布と研修について】
【消費税インボイス制度の説明会について】

事務局 先ほどの大久保委員からのご質問がありました分の報告になります。令和
3年度比較した時には若干下がっている傾向ではあります。令和3年との比
較だけではなく、令和30年度からの一覧表を印刷して配布いたしますの
で、こちらをご覧くださいと思います。基本的には上がったりが下がり
しているのですが、令和4年度は若干下がっているかなという傾向になっ
ております。後ほど資料を配布しますので、よろしく願いいたします。

議 長 以上で、本日の総会を終了します。この後は休憩を挟みまして、平戸税務
署の先生によるインボイス制度の説明会です。よろしく願いいたします。
次回の農業委員会総会は2月27日開催といたします。（場所 市民ホー
ル）お疲れ様でした。

〈 閉会の時刻 〉

14 時 36 分